

工事請負契約標準約款等の一部改正について

都では、資材購入や労働者の確保等、工事等の着手資金の確保のため、契約金額の一定割合を前払いしています。この度中小企業における経営の安定を一層図る観点から、前払金の支払限度額を引き上げたため、以下の通り一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の概要

前払金

契約金額が 72 億円未満 の場合 契約金額の3割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4割）を超えない額（7億2千万円を限度とする。）

契約金額が 72 億円以上 の場合 契約金額の1割を超えない額

2 適用日

令和6年10月1日以降に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当 03-5320-6402（直通）

下水道局経理部契約課調整担当 03-5320-6561（直通）